

山梨県森林土木事業補助金交付要綱

(平成二十九年改正)

山梨県森林環境部治山林道課

山梨県森林土木事業補助金交付要綱

山梨県森林土木事業補助金交付要綱を次のように定める。

(趣 旨)

第一条 知事は、林業生産の基盤整備及び県土の保全を図るため、市町村又は森林組合等（以下「市町村等」という。）が行う森林土木事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和三十八年山梨県規則第二十五号・以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象及び補助率)

第二条 補助金の交付の対象となる森林土木事業の範囲及び補助率は別表一に掲げるとおりとする。

(事業概要の承認)

第三条 この要綱の適用を受けて森林土木事業を実施しようとする市町村等は、あらかじめ事業概要承認申請書（第一号様式、林道改良事業にあつては第二号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があつたときは、内容を審査のうえ、その適否を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第四条 前条2項の規定により承認を受けた市町村等は、知事が別に定める期日までに補助金交付申請書（第三号様式）を提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第五条 規則第六条の規定による補助金交付の条件は、次のとおりとする。

一、補助事業の経費の配分又は、補助事業の内容について別表三に掲げる重要な変更をしようとする場合は、変更承認申請書（第四号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。

二、補助事業により取得した施設については、善良なる維持管理にあたるとともに、その現況をあきらかにした林道台帳（第五号様式）又は治山台帳（第六号様式）を整備しておくこと。

三、補助事業により取得した施設の用途又は形式を変更しようとするときは、あらかじめ用途（形状）変更承認申請書（第七号様式）により、知事の承認を受けること。

四、補助事業に係る書類及び帳簿を整備し、当該事業の完了した日の属する年度の翌年度から十年間保管すること。

2 前項に定めるほか、補助金の交付の条件に関して必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

（状況報告）

第六条 規則第十条に規定する状況報告は、次のとおりとする。

一、当該事業の工事に着手したときは、速やかに着手届（第八号様式）を提出すること。

二、当該事業の工事の内容を変更したときは、速やかに変更届（第九号様式）を提出すること。

三、当該事業の毎月の遂行状況について、進捗状況報告書（第十号様式）を翌月五日までに提出すること。

（完成検査）

第七条 知事は、検査委託申請（第十一号様式）があつたときは、工事の完成検査をすることができる。

（実績報告書）

第八条 規則第十二条に規定する実績報告書の様式は、第十二号様式とする。

（補助金の交付）

第九条 補助金は、額の確定のうえ交付するものとする。ただし、知事が必要と認めた場合は、概算払により交付することができる。

2 補助金の概算払を受けようとする者は、補助金概算払請求書（第十三号様式）を知事に提出しなければならない。

（書類の提出）

第十条 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、所轄林務環境事務所に提出するものとする。

附 則

1. この要綱は平成三十年度から適用する。
2. 昭和五十一年度制定
3. 昭和五十二年改正
4. 昭和五十三年改正
5. 昭和五十四年改正
6. 昭和五十五年改正
7. 昭和五十六年改正
8. 昭和五十七年改正
9. 昭和六十年改正
10. 昭和六十二年改正
11. 昭和六十三年改正
12. 平成二年度改正
13. 平成四年度改正
14. 平成九年度改正
15. 平成十年度改正

22	21	20	19	18	17	16
平成二十九年 度改正	平成二十三年 度改正	平成十八年 度改正	平成十四年 度改正	平成十三年 度改正	平成十二年 度改正	平成十一年 度改正

(別表一)

(林道事業)

森林土木事業の範囲及び補助率

事業名		区分				採択基準等	補助率
森林管理道開設事業		森林管理道	森林施業道	林業専用道	作業道との接続路	作業道ポイント	※補助率は国庫補助率及び県補助率の合計とする。国庫補助の対象額は、事業費（事務雑費、工事雑費、指導監督費を除いたものをいう。以下同じ）とし、県補助の対象額は、工事費（工事雑費を除いたものをいう。以下同じ。）とする。国庫補助率と県補助率の内訳は、別表二に掲げるとおりとする。
森林管理道開設事業		森林管理道	森林施業道	林業専用道	作業道との接続路	作業道ポイント	事業費の60—100以内。 ただし、旧高密度林道網整備事業に採択されていた事業は、事業費の65—100以内。
森林管理道開設事業		森林管理道	森林施業道	林業専用道	作業道との接続路	作業道ポイント	事業費の70—100以内。 （ただし、山村振興法（昭和四十年法第六十四号）に基づき、振興山村として指定された区域又は、過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）に基づき過疎地域として指定された区域の林道は、事業費の75—100以内。） ただし、森林活用基盤整備単独の内開設のみの路線は57.5—100以内。
森林居住環境事業		森林管理道（開設・改良）	森林施業道（開設・改良）	林業専用道	作業道との接続路	作業道ポイント	事業費の70—100以内。 （ただし、山村振興法（昭和四十年法第六十四号）に基づき、振興山村として指定された区域又は、過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）に基づき過疎地域として指定された区域の林道は、事業費の75—100以内。）

林道舗装事業		林道改良事業			
その他 の 林 道	幹 線 林 道	その他 の 林 道	幹 線 林 道	融雪施設整備 林業集落内健康増進広場整備	集落基盤整備 公共施設基盤整備 IJUターナー用住宅基盤整備 自然エネルギー利用施設基盤整備 林道集落内防災安全施設整備 森林利用施設整備 滞在施設整備 施設環境整備
国庫補助事業の採択基準による。		国庫補助事業の採択基準による。			
事業費の13—30以内（ただし、林業生産流通総合対策事業については、事業費の50—100以内。）		生活関連林道は、事業費の60—100以内。 管理経営林道は、事業費の50—100以内。		事業費の50—100以内。（ただし、森林利用施設整備事業を除く事業のうち、山村振興法（昭和四十年法第六十四号）に基づき、振興山村として指定された区域又は、過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）に基づき過疎地域として指定された区域の林道は、事業費の55—100以内。）	
事業費の57.5—100以内。		生活関連林道は、事業費の70—100以内。 管理経営林道は、事業費の57.5—100以内。		事業費の55—100以内。（ただし、山村振興法（昭和四十年法第六十四号）に基づき、振興山村として指定された区域又は、過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）に基づき過疎地域として指定された区域の林道は、事業費の55—100以内。）	
事業費の60—100以内。（ただし、森林利用施設整備事業を除く事業のうち、山村振興法（昭和四十年法第六十四号）に基づき、振興山村として指定された区域又は、過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）に基づき過疎地域として指定された区域の林道は、事業費の65—100以内。）		ただし、平成十三年度以前に事業採択された地区については、林道集落内防災安全施設整備事業を除き、事業費の70—100以内。（ただし、山村振興法（昭和四十年法第六十四号）に基づき、振興山村として指定された区域又は、過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）に基づき過疎地域として指定された区域の林道は、事業費の75—100以内。）		事業費の55—100以内。（ただし、山村振興法（昭和四十年法第六十四号）に基づき、振興山村として指定された区域又は、過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）に基づき過疎地域として指定された区域の林道は、事業費の55—100以内。）	

林道施設災害復旧事業		林道災害関連事業 (災害関連補助事業)		小規模林道事業	
奥地幹線林道	その他林道	奥地幹線林道	その他の林道	林道開設	
昭和二十五年法律第百六十九号農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による	昭和二十五年法律第百六十九号農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による	昭和二十五年法律第百六十九号農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による	昭和二十五年法律第百六十九号農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による	(一) 自動車道(巾員三・〇米以上) (二) 軽車道(巾員一・五米以上) (三) 利用区域内の森林面積十ha以上、蓄積針葉樹林五十立方米・広葉樹林十五立方米以上 (四) 前号にかかげるもの以外で次に該当するもの イ 峰越林道等で、その直接利用区域の面積及び蓄積は僅少であっても、間接利用区域が、国庫補助一般林道採択基準以上のものの ロ 現に林種転換、	事業費の55—100以上で国で定めた率による。 事業費の50—100以上で国で定めた率による。 事業費の50—100以上で国で定めた率による。 工事費の30.0—100以内。 一

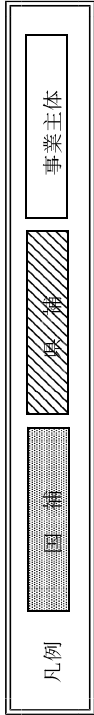
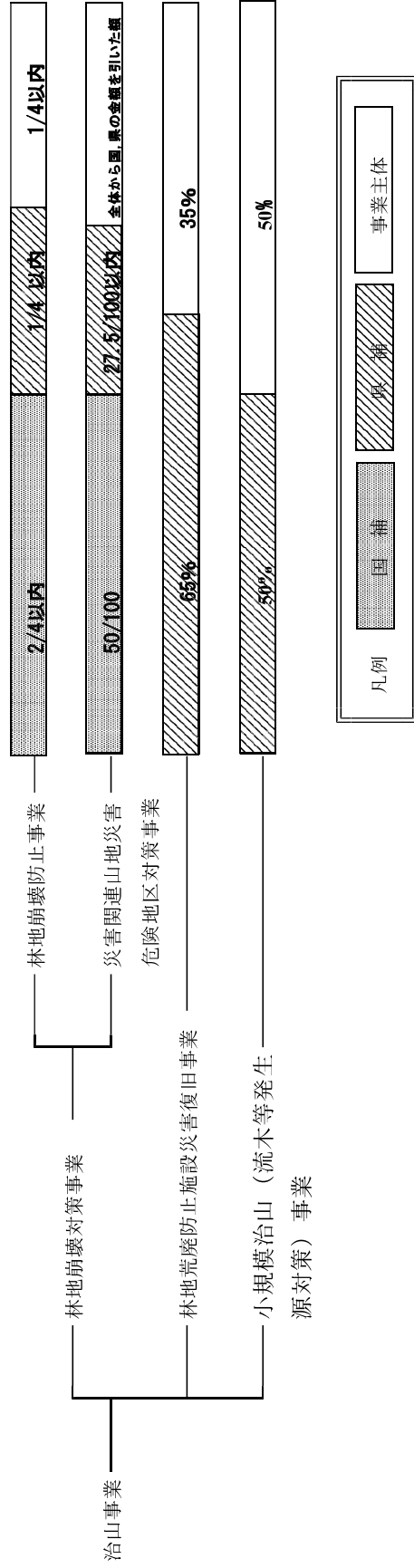
小規模林道事業	
林道改良	
(一) 林道台帳に登録されている自動車道及び軽車道 (二) 事業の種類は、次にかかせるもので、一ヶ所の事業費が五万円以上のもの イ 局部改良、既設林道の勾配、曲線の修正、待避所、排水施設、路側施設の新設又は改築 ロ 橋梁改良、既設林道に架設された、橋梁架替及び鋼橋の塗装 ハ 法面保全、法面の崩壊、土砂流失を防止するため、必要な施設の新設、又は改築 ニ 巾員拡張、既設林道の巾員を、現状より格上げするもの	拡大造林計画等があり将来的効果顕著なもの
工事費の30.0—100以内。	

小規模林道事業	
林道舗装	
林道台帳に登載されている自動車道で、日交通量が六十台以下で、次の各号の一に該当するもの イ 当該路線の利用対象となる区域内に、家屋等が五戸以下の路線、又は公共建物がある路線 ロ 同じく利用対象となる区域内に、おおむね、十ha以下の農地がある路線 ハ 急勾配、急カーブの区間、その他交通安全確保のため、舗装を必要とする区間のある路線	工事費の30.0—100以内。

(治山事業)			
事業名	区分	採択基準等	補助率
林地崩壊防止事業		市町村単位に、次のすべての条件を備えること。 (一) 激甚災害により林地崩壊が発生し又は拡大したもの (二) 人家二戸以上又は、公共施設に直接被害を与えるおそれがあるもの (三) 一箇所の事業費が二百万円以上であること (四) 同一市町村でその事業費の合計額が三百万円以上または前年度の標準税収入の十%以上のもの	事業費の3—4以内
災害危険地区対策事業 災害関連山地		山地災害危険地区で、次の各号の一に該当すること。 ただし、一箇所の事業費が二百万円をこえ、その年の一月一日から十二月三十一日までの間に係る事業費が一市町村当たり四百万円以上であること。 (一) 重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して施行する必要があるもの (二) 公共の利害に密接な関係を有し、民政安定上放置しがたいものであること	事業費の70.0—100以内 ただし、人家に半壊以上の被害が発生している場合は75.0—100以内 人家に半壊以上の被害があり、かつ、公共施設に関連する箇所については77.5—100以内

林地荒廃防止施設 災害復旧事業		昭和二十五年法律第百六十九号農林水産業 施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に 関する法律による	事業費の 6.5 — 10
小規模治山 (流木等発生源対 策)事業		民有林内において、小規模治山事業を市町 村が行うことを必要とする事業で、次の各 号の一に該当するもの (一)山地災害危険地区内において、家屋五 戸未満に被害を与え、又は与えると認 められるものであつて、一箇所の経費 が三百万円以上のもの (二)その他、知事が必要と認めるもの	工事費(本工事費、測量試験費)の1—2以内

(2) 治山事業補助体系図 改訂



(別表 3)

重 要 な 変 更 の 範 囲			
(林 道 事 業)		重 要 な 変 更	
事 業 名			
森 林 管 理 道 道 開 設 事 業 小 規 模 林 道 開 設 事 業		1． 施行路線の位置及び全幅員の変更 2． 施行延長の 30%を超える減少又はその事業費単価の 30%を超える増加	
林 道 改 良 事 業 小 規 模 林 道 事 業 (林 道 改 良)		1． 施行位置、構造又は全幅員の変更 2． 施行箇所ごとの施工延長の 30%を超える減少	
林 道 舗 装 事 業 小 規 模 林 道 事 業 (林 道 舗 装)		施行延長の 30%を超える減少又は事業費単価の 30%を超える増加	
林 道 施 設 災 害 復 旧 事 業 林 道 災 害 関 連 事 業		1． 施行箇所ごとの事業費の変更 2． 施行延長の変更 3． 施行箇所ごとの工種、構造、規格の変更	
森 林 居 住 環 境 整 備 事 業		1． 事業主体の変更 2． 路線又は施設の新設又は廃止 3． 総事業費の 30 パーセントを超える増減 4． 事業期間の変更 5． 林道整備、集落林道整備又はふれあい林道整備（開設又は舗装）ごとにおける施行延長の 30%を超える減少	

(治 山 事 業)

事 業 名		重	要	な	変	更
林 地 崩 壊 防 止 事 業		工 種 の 新 設 又 は 廃 止				
災 害 関 連 山 地 災 害 危 険 地 区 対 策 事 業		"				
林 地 荒 廃 防 止 施 設 災 害 復 旧 事 業		"				
小 規 模 治 山 (流 木 等 発 生 源 対 策) 事 業		"				

(第 1 号 様 式)

番 年 月 日
号

山 梨 県 知 事

殿

事 業 主 体 名

⑪

事 業 概 要 承 認 申 請 書

年 度 に お い て 別 添 事 業 概 要 書 の と お り 事 業 を 実 施 し た い の で 承 認 さ れ た く 山 梨 県 森 林 土 木 事 業 補 助 金 交 付 要 綱 第 3 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 申 請 し ま す。

記

(1) 事 業 名

事 業

(2) 路 線 名

市

町

(3) 計 画 箇 所

郡

字

地 内

村

事業概要書

主なる工種及び数量	
事業施行期間	
概算事業費	
主要保全対象又は利用区域内の森林面積・蓄積	
備考	

(注) 林道事業については、主なる工種及び数量欄には巾員及び延長を記入する。
 治山事業については、保全対象の略図及び写真を添付すること。

事業概要書

開設年度及び構造	開設年度	年度	延長	m		幅	員	m
区域内の森林面積及び蓄積	面	樹	h a	針	葉	樹		m³
	広			葉	樹	m³		
	計			計	m³			
	積		積					
林道改良事業の種類	1．橋りょう改良 2．局部改良 3．雪害防止 4．ざい道改良 5．幅員拡張 6．法面保全 7．山火事防止							
主なる工種及び数量								
事業施行期間	自： 年 月 日 至： 年 月 日							
概算事業費	円							
備考								

(第 3 号 様 式)

番 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

事 業 主 体 名 ⑩

補 助 金 交 付 申 請 書

年 月 日 付 け 第 号 事 業 概 要 承 認 及 び 補 助 金 内 示 の あ っ た 事 業 に つ い て 下 記 の と お り 実 施 し た い
の で 補 助 金 円 を 交 付 さ れ た く 関 係 書 類 を 添 え て 申 請 し ま す 。

記

事 業

(1) 事 業 名

(2) 路 線 名

(3) 施 行 地

市 郡

町 字 村

地 内

事業計画書

事業名					
施行地	市	町	字	地内	
事業の内容	郡	村			
施行期間	自	年	月	日	
	至	年	月	日	
事業費					
補助金申請額					
市町村負担額					

収 支 予 算 額

歳 入

科 目	金 額 (円)	算 出 の 基 礎
県 補 助 金		
一 般 財 源		
起 債		
寄 付 金		
そ の 他		
歳 入 の 合 計		

歳 出

科 目	金 額 (円)	経 費 の 内 訳

議 決 年 月 日

年 月 日

又は議決見込み年月日

実 施 計 画 書

事 業 設 計 書

(注) 県で定める設計書作成要領による設計書とする。

(第 4 号 様 式)

番 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

事 業 主 体 名 ⑪

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日 付 け 第 号 で 補 助 金 交 付 決 定 の あ っ た
市 町 字 地 内 の
郡 村 事 業 に つ い て 下 記 の と お り 変 更 し た い の で 承 認
さ れ た く 関 係 書 類 を 添 え て 申 請 し ま す 。

記

(1) 変 更 理 由

(注) 変 更 設 計 図 書 を 添 付 す る こ と 。

（第5－4号様式）

林道台帳

平面見取図

索引番号

路線名

（注）用紙は、B4版とする。

（第5－5号様式）

林道台帳

平面図

索引番号

路線名

（注）用紙は、B4版とする

台帳整理番号：
図面番号：

作成年月日：
作成者：

実延長調書

路線番号	路線名	作成年月日	工事完了年月日

図面番号	種別区分	舗装区分	舗装完了年	鉄道等交差状況	区間長 (m)	幅員構成 (m)						林道敷所有者	備考	
						車道待避所	歩道		路肩	その他の (分離帯)	幅員 (m)			
							左	右			全幅			舗装
合計														

記載要領

- 1 「種類別区分」は、林道-1，トンネル-2，橋梁-3，踏切（踏切の延長集計は、林道を含む。）-4，林道外-5，のうち、該当する区分の番号を記入する。
- 2 「鉄道等交差状況」は、平面-1，踏線-2，跨道-3，のうち、該当する区分の番号を記入する。
- 3 「林道敷所有者」は、国有-1，都道府県有-2，市町村-3，その他有-4，のうち、該当する区分の番号を記入する。

(第5号―別表4)

橋 梁 調 査 書

路線番号		路線名		作成年月日		工事完了年月日	

図面番号	名称	位置 (起点からの距離)	橋長 (m)		幅員 (m)	幅員 全	幅員 (m)		舗装区分	種別・型式	建設年次	耐荷荷重	塗装年月			現況	備考
			当該管理	他管理									初	2	3		
						道	道	道	道	道							
合計																	

記載要領

- 1 「名称」は、橋梁（4 m以上のものを対象とする。なお、3 m未満の橋梁は林道として扱う。）の名称を記入する。なお、名称のない場合は、「無名橋」と記入する。
- 2 「位置」は、大字程度の記入とし、起点からの距離を（ ）書きする。
- 3 「橋長」は、橋台間のパラベット全面を記入する。
- 4 「種別・型式」は、次の区分により該当する番号を記入する。

種別	型	式	番号
コンクリート橋	コンクリート床版橋		1
	コンクリートアーチ橋		2
	コンクリートラームン橋		3
P C 橋	コンクリート床版橋（又は桁橋）		4
	コンクリートラームン橋		5
鋼橋	鋼桁橋		6
	鋼トラス橋		7

種別	型	式	番号
鋼橋	鋼アーチ橋		8
	鋼ラームン橋		9
	鋼ランガー橋		10
その他の橋	鉄ローゼ橋		11
	吊橋（補鋼材が鋼材）		12
	石版橋（又は桁橋）		13
	石アーチ橋		14

種別	型	式	番号
その他の橋	木桁橋		15
	木トラス橋		16
	吊橋（補鋼材が木材）		17

- 5 「現況」は、通行制限なし―1、通行制限あり―2、自動車交通不能―3のうち、該当する区分の番号を記入する。

トンネル調書

路線番号	路線名	作成年月日	工事完了年月日

図面番号	名称	位置 (起点からの距離)	橋長 (m)		幅員構成 (m)			幅員 (m)		舗装区分	有効高 (m)	内装		排水施設	照明施設	施設年次	備考
			当該管理	他管理	車道	歩道	路肩	全幅	舗装			ア	側壁				
合計																	

記載要領

- 1 「名称」は、トンネルの名称を記入する。なお、名称がない場合は、「無名トンネル」と記入する。
- 2 「延長」は、坑門（入11）から坑門（出11）までの延長を記入する。
- 3 「有効高」とは、車道端からの鉛直線が壁面又は天井板と交わるまでの高さをいう。なお、片勾配の場合、有効高の低い方をとること。
- 4 「内装」は、内装なしの場合、素堀―1、吹付―2、覆工―3、内装ありの場合、ブロック張―4、パネル張―5、タイル張―6、その他―7のうち、該当する区分の番号を記入する。
- 5 「排水施設」は、素堀―1、U字溝―2、L字溝―13のうち、該当する事項の番号を記入する。
- 6 「照明施設」は、照明施設なし―1、照明施設ありの場合、ナトリウム灯―2、蛍光灯―3、水銀灯―4、その他―5、各種併用―6のうち、該当する区分の番号を記入する。

索引番号

治山台帳

図書等

【 構造図・平面図 】

【 完成写真 】

(第7号様式)

番号
年月日

山梨県知事

殿

事業主体名 印

林道の転用（用途変更）等の承認申請書
治山施設

第 年 月 日 付 第 号で交付決定のあった 事業補助金により施工した林道又は
治山施設（林道の利用区域内の林地）を下記のとおり転用（用途変更）したいので書類を添えて申請します。

記

- (1) 位置図 ----- 5 万分の一
- (2) 転用（用途変更）の内容及び理由
- (3) 利用区域図 ----- 5 千分の一
- (4) 転用（用途変更）の実態調査 ----- 別表のとおり
- (5) 利用区域見取図（コピー用原紙で B 4 版とする。）

（注）治山施設の場合は(1)・(2)とする。

(第8号様式)

番 年 月 日
号 日

山梨県知事

殿

事業主体名

印

着 手 届

年度 市 町 字 郡 村

地内の

事業は

年 月 日から着手しました。なお、この事業は請負に付しましたので別紙のとおり請負契約書の写しを添付します。

(第9号様式)

番 年 月 日
号 日

山梨県知事

殿

事業主体名 ㊦

変 更 届

年 月 日付け、 第 号で補助金交付決定のあった

市 町 字 地内の
郡 村

事業について、 年 月 日変更契約したので、山梨県森林土木事業補助金交付要綱第六条第二号の規定により届けます。

(添付書類、工事請負契約書の写し及び変更設計図書)

(第 1 1 号様式)

番 年 月 日
号 日

山梨県知事

殿

事業主体名

⑩

検 査 委 託 申 請 書

年度

市 群

町 村

地内の

事業は、

年 月 日

完成したので、

理由により、山梨県森林土木事業

補助金交付要綱第七条の規定により申請します。

(注) 工事完成届けの写し及び完成写真を添付すること。

(第 1 2 号様式)

番 年 月 日
号

山梨県知事

殿

事業主体名 印

実 績 報 告 書

年 月 日 付け 第 号で補助金交付の決定のあった事業について別紙のとおり実施したのでその実績を報告します。

記

(1) 事業名
(2) 路線名
(3) 施行地
(4) 補助金内訳

事業

市郡

町村字

地内

交付決定額	¥
既受領額	¥
未受領額	¥

収 支 精 算 書

歳 入

科 目	予 算 額 (円)	決 算 額 (円)	差 引 増 減 額 (円)	備 考
県 補 助 金				
一 般 財 源				
起 債				
寄 附 金				
そ の 他				
計				

歳 出

科 目	予 算 額 (円)	決 算 額 (円)	差 引 増 減 額 (円)	備 考
歳 出 合 計				

(注) 完成写真、工事完成届及び検査調書の写しを添付すること。

(第 1 3 号 様 式)

番 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

補 助 事 業 者 ⑩

概 算 払 請 求 書

年 月 日 付 け 第 号 で 交 付 決 定 の あ っ た 補 助
金 に つ い て 、 次 の と お り 概 算 払 い の 請 求 を い た し ま す 。

記

1 . 概 算 払 い 請 求 額 ￥

2 . 内 訳

補 助 金 交 付 決 定 額 ①	既 概 算 交 付 額 ②	差 引 額 ① - ② = ③	今 回 概 算 請 求 額 ④	備 考

3 . 概 算 払 い 請 求 の 理 由

4 . 支 払 い の 方 法

(1) 現 金 指 定 金 融 機 関 名

(2) 口 座 振 替 振 替 先 銀 行 名 預 金 種 別 (当 座 ・ 普 通)

口 座 名 No.